

大阪市青少年指導員活動交付金港区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、港区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定の基準となる 年間実施回数／規模	算定基準額（円）
(1) 青少年問題に関する啓発に関する活動	街頭啓発	年3回 1回1,000枚	30,000円 1回単価 10,000円
(2) 青少年の指導及び相談に関する活動	夜間巡回(指導ルーム)	年12回 1回10人	26,400円 1回単価 2,200円
(3) 地域における青少年健全育成に関する活動	校庭キャンプ	年1回 100人	40,000円
	キャンプ(郊外型)	年1回 40人	60,000円
	ハイキング・社会見学	年1回 40人	20,000円
	一泊研修	年1回 20人	40,000円
	ソフトボール大会	年1回	20,000円
	ソフトボール練習	年10回 20人	15,000円
(4) その他区長が定める活動			